

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成30年10月31日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	中	島	賢	治
同	山	本	直	史

30千総総第661号
平成30年10月26日

千葉市監査委員 清 水 謙 司
同 宮 原 清 貴
同 中 島 賢 治 様
同 山 本 直 史

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度監査報告第10号、平成28年度監査報告第11号、平成29年度監査報告第8号及び第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>(1) 重点監督の実施を適正に行うべきもの [都市局：液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-1工区）]</p> <p>千葉市土木工事監督技術基準によると、施工条件が厳しい工事等については、確認等の頻度を増やした監督体制（重点監督）をとるものとされており、主たる工種に新工法・新材料を採用した工事が対象とされている。</p> <p>また、「重点監督の実施に係る運用について」（平成19年3月29日付け技術管理課長通知）によると、重点監督対象工事であることを特記仕様書に記載するとともに、契約後、速やかに工事担当課から重点監督対象工事通知書により受注者に通知するとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、主たる工種に新工法を採用した重点監督対象工事であるにもかかわらず、特記仕様書に記載せず、受注者に通知していなかった。</p> <p>重点監督の実施については、千葉市土木工事監督技術基準に基づき適正に行われたい。</p>	<p>重点監督の実施については、平成30年4月10日に都市部長から都市部各所属長に対し文書で通知し、千葉市土木工事監督技術基準に基づき適正に行うよう、関係職員へ周知徹底を図った。</p>

(2) 千葉県福祉のまちづくり条例の手続きを適正に行うべきもの

[都市局：(仮称) 園生町公園整備工事]

千葉県福祉のまちづくり条例第25条によると、特定施設の新設又は改修をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知するものとするがされている。

しかしながら、本工事においては、特定施設である公衆便所を新設するにもかかわらず、知事にその内容を通知していなかった。

千葉県福祉のまちづくり条例の手続きについては、当該条例に基づき適正に行われたい。

千葉県福祉のまちづくり条例で定める特定施設の新設に関する手続きについては、平成30年5月28日に公園緑地部長から公園緑地部各所属長に対し文書で通知し、当該条例に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。

(3) 共通費の積算を適正に行うべきもの

[都市局：千葉市営住宅宮野木町第2団地建替建築主体工事、千葉市動物公園動物科学館受変電設備改修工事、千葉市立みつわ台南小学校大規模改造工事、稲毛ヨットハーバー管理棟耐震補強外工事、千葉市中央図書館瑞穂情報図書センター設置改修工事、千葉市消防団第1分団3部器具置場改築工事]

公共住宅建築工事及び公共建築工事の共通費の算定方法は、それぞれ公共住宅建築工事積算基準及び公共建築工事積算基準等資料において定められている。

千葉市営住宅宮野木町第2団地建替建築主体工事においては、特殊工事費を除いた額で共通仮設費及び現場管理費を算定すべきであるにもかかわらず、特殊工事費である鉄骨工事の工場製作費を含めた額で算定していた。

千葉市動物公園動物科学館受変電設備改修工事においては、労務費の比率が著しく少ない工事であるため、共通仮設費率及び現場管理費率に補正率を乗じるべきであるにもかかわらず、補正を行っていなかった。

千葉市立みつわ台南小学校大規模改造工事外3件においては、その他工事である特殊な室内装備品、舗装工事又は取り壊し工事を一般工事に含めて発注する場合、一般工事と別に共通仮設費及び現場管理費を算定すべきであるにもかかわらず、すべてを一般工事として算定していた。

共通費の積算については、公共住宅建築工事積算基準等に基づき適正に行われたい。

共通費の積算については、平成30年7月2日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事積算基準等に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。

また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催した。

2 施工について改善すべき事項

(1) 施工体制台帳の確認を適切に行うべきもの

[都市局：千葉市立小中台小学校トイレ改修工事、(仮称)千葉市磯辺スポーツセンター体育館改修工事、千葉市中央図書館瑞穂情報図書センター設置改修工事、千葉市立稲毛高等学校校舎屋上防水改修工事、千葉市消防団第1分団3部器具置場改築工事]

建設業法並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律によると、建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成しなければならないとされている。

また、本市においては、施工体制等点検表に基づき、点検を行うこととされている。

しかしながら、千葉市立小中台小学校トイレ改修工事においては、一部下請業者の施工体制台帳が作成されておらず、(仮称)千葉市磯辺スポーツセンター体育館改修工事外3件においては、国土交通省令で定める事項の一部を記載していなかった。

施工体制台帳については、建設業法等に基づき適正に作成されていることを確認されたい。

施工体制台帳の確認については、平成30年7月2日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、建設業法並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。

また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催した。